

議題(2)「みよし市障がい者福祉計画」の概要について

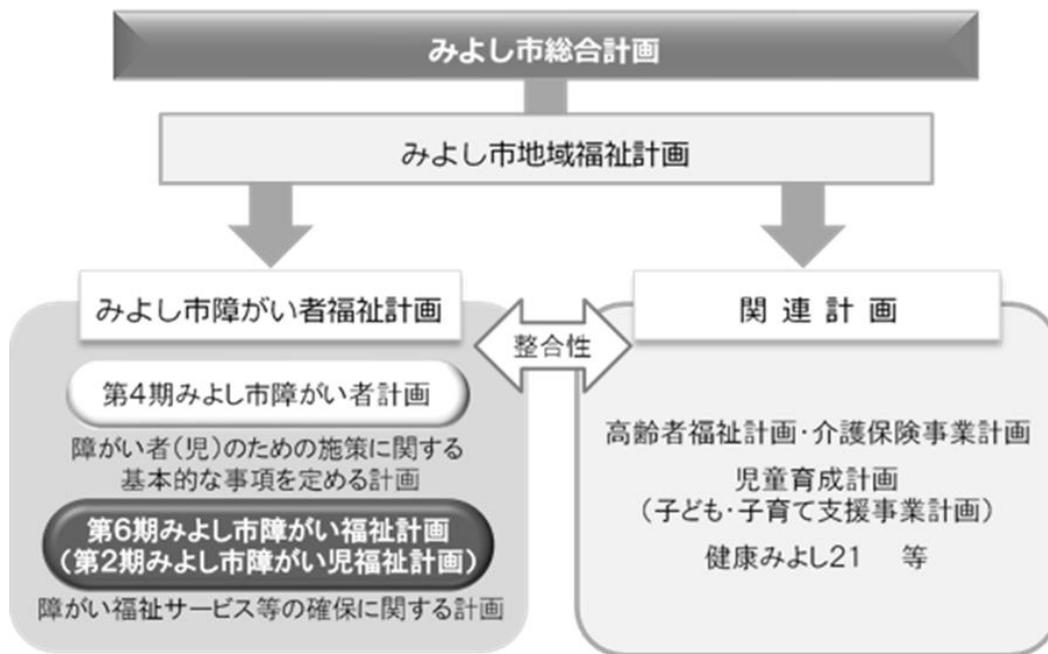
1 計画の位置付け

「第4期障がい者計画」は、障がい者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」として、障がい者を取りまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示す計画である。

また、「第6期障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定した。加えて、児童福祉法の改正により、市町村に策定が義務付けられた「第2期障がい児福祉計画」を、「第6期障がい福祉計画」と一体的に策定した。

この計画は、『みよし市総合計画』、『みよし市地域福祉計画』を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者(児)福祉の方向性を示す計画として位置付けられる。

■ 障がい者(児)福祉に関わる計画(イメージ)



2 計画の期間

策定年度	障がい者計画		障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
	期	計画期間	期	計画期間
H23年度	第3期	H24～29年度	第3期	H24～26年度
H26年度	—	—	第4期	H27～29年度
H29年度	第4期	H30～R5年度	第5期・第1期	H30～R2年度
R2年度	—	—	第6期・第2期	R3～R5年度
R5年度	第5期	R6～R11年度	第7期・第3期	R6～R8年度

3 計画の特色

(1) みよし市障がい者計画

○障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

- ・障がい者施策における市の責任を明確化させ、障がいのある方々の地域生活を支援する全体的なビジョンを示す
- ・地域の様々な資源の総合的な連携体制を構築し、障がいのある方々一人ひとりに対し、適切なサービスが提供される基盤を作る

(2) みよし市障がい福祉計画

- ・障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び業務の円滑な実施に関する事項
- ・市の障がい福祉サービス、相談支援の必要な見込量
- ・障がい者支援施設の必要入所定員総数
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項 など

みよし市障がい児福祉計画

- ・障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・市の通所支援又は障がい児相談支援の必要な見込量
- ・障がい児入所施設等の必要入所定員総数 など

4 みよし市障がい者福祉計画の骨子案について

(1) 骨子案作成の考え方

みよし市障がい者福祉計画の骨子案については、現行のみよし市障がい者福祉計画の内容・構成を基本とするとともに、国の基本指針に即して作成する。

(2) 骨子案の概要等

①骨子案概要

別紙

②主な変更点

国の基本指針に即して、成果目標及び活動指標の見直し など

(3) 論点

- ・成果目標設定の方向性に関する意見聴取
- ・計画の構成（章立て）記載事項（案）に対する意見聴取

(4) 今後の進め方

今回いただいた御意見を踏まえ、骨子案の修正を行った上で、素案の作成に取り掛かる。素案についての意見を聴取し、関係団体のヒアリングやワークショップを経て素案を修正。第2回審議会にて意見を聴取すると共に、パブリックコメントを実施し、第3回で最終案を確定させる。

みよし市障がい者福祉計画の骨子案の概要（章立て）

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け

第2章 障がい者等の状況

- 1 人口構成（人口の動向）
- 2 障がい者（児）の状況

～障がい者計画～

第3章 障がい者計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨、基本理念
- 2 計画期間
- 3 施策の体系化

第4章 基本計画

- 1 啓発広報活動
- 2 ボランティア活動等
- 3 相談体制及び情報収集・提供
- 4 保健・医療・福祉サービス
- 5 教育、雇用・就業
- 6 スポーツ・レクリエーション及び文化活動
- 7 住宅の供給、建築物の整備、オープンスペースの整備等
- 8 移動・交通手段
- 9 防犯・防災対策 など

～障がい福祉計画、障がい児福祉計画～

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨、基本理念
- 2 計画期間

第6章 障がい福祉計画の事業展開

- 1 市の現状とサービス見込量
- 2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策 など

第7章 障がい児福祉計画の事業展開

- 1 市の現状とサービス見込量
- 2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策 など

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第9章 計画の推進にあたって

- 1 計画の進行管理組織の設置
- 2 協働による計画の推進
- 3 計画の評価、点検

※第6章から第8章までの詳細は別紙